

チューイー期イギリス法史学史覚え書

——十七世紀イギリス憲法史における法の連續性の問題に関連して——(その二)

佐々木 信

目次

- 序 本稿の試みについて
- 一 チュードー期の歴史家達(法学論集第12号所収)
- 二 チュードー期「英國史」観(本号所収)
- 三 Antiquarian Society・そのコモン・ロー的色彩
- 四 「歴史的」コモン・ロー観ならびに議会派の歴史理論
結語

二 チュードー期「英國史」観

（はじめに）（）本稿、以下の部分は、本稿「序」に示した目的をもって、チュードー期（一四八五—一六〇三）

チュードー期イギリス法史学史覚え書（佐々木）

における英國史記述・英國史研究にみられた英國史解釈すなわち英國史觀のありかたをごく簡単に示そうとするものである。ただし、本稿は、以下のことを格別に重要視するものである。すなわち、チューイー期における英國史觀を扱かうについては、その期間の長期にわたることはべつにしても、存在したと考えられる英國史觀が複数であったこと、チューイー期における歴史研究すなわちイングランドでの英國史研究なる學的營為それ自体について認められる基礎的諸条件、換言すれば、英國史研究に内在し、あるいは外在した歴史研究上の諸状況の複雑さのために、個性的に困難をともなうであろうということが、由來、強調せらるべきこととして考えられてきたこと、まず、これである。けだし、イギリスにおける英國史研究を主として考える意味での歴史研究が漸く近代的様相、實質を得はじめた時期は、ほかならぬこの時期であつたし、とりわけ、イギリスにおいては、一般にいわれるいわゆるルネサンス的諸状況のうちにあって、その重要な部分をなした、諸々の中世的伝統との対峙ということが、歴史研究において課された時期であった。しかも、このような時代的責務に面して、イングランドは、異例ともおもえる程の多数の歴史家を輩出し、さらに、そこに多様な歴史思想、學的營為をみたのであった。そして、英國史研究は、このような歴史研究の主要な營為であったのである。⁽¹⁾また、英國史觀は、このような英國史研究を導びき、あるいは、混乱におとしいれた觀念なり思想なりであった。そして、英國史觀それ自体についてはべつにしても、歴史研究を含めたかかる事情には、衆知のように、いわゆるルネサンス史研究はもとより、法史の分野において、ルネサンス史研究独自の解釈、およびイギリス史研究に固有の歴史解釈、双方の面から、複雑な理解が示されてきたことであったのである。

(1) 以上に述べたことは、比較的親しまれていると考えられるイギリス史学史固有の歴史解釈の問題はもちろんの

ことであるが、さらに具体的には、つぎのような諸問題検討が、とくに本稿のような試みにつき想定されるであろうということにほかならない。すなわち、たとえば、チャーダー期歴史家による中世的英國史觀の容認と排除の実際からチャーダー期英國史觀を考える必要があること、および、このことから派生する諸問題、チャーダー期における歴史研究の水準、とくに、大陸ルネサンス的歴史研究の影響を考慮した進展、および、もし、あるとすれば、そのチャーダー的ヴァリエーションの確定の問題、なお、こうした諸問題についてはときに周辺にあるとは考えられるにせよ基底的といえる印刷、教育等の進展から考えられる歴史研究の一般的基盤の形成の問題、などに関する多様な検討がこれである。

(三)しかし、本稿においてこのすべてについてことを示そうとすることは、事實上できることではないし、また、本稿の目的、性質上、ただちになすべきことではないとすべきであろう。本稿は、関連する最近の史学史研究の成果によりつつ⁽²⁾、ひとまず、チャーダー期において、「英國史(British History)」なる指称のもとに、どのようなことが考えられ、英國史研究についてのどのような問題がそこに生じたかを、本稿の範囲内で、いわば管見しようとするものである。^{*}

*もつとも、このような仕事は、さきに触れたように、筆者のような者にとっては、あまりなじまなかつた仕事であり、その結果、場合によつては見当違ひな推論がそこに生ずるかも知れないので、この管見の仕事は、心ゆくまでというわけにはいかない。しかし、たとえば、つぎのよう考慮はこれを前提としている。すなわち、チャーダー期における歴史研究上の重要な問題は、宗教改革後のイギリスにおける新・旧信教体制(教会)の継続性主張のための、その正当化問題であった。ただし。この場合、法的主張が、ただちに、直接にそこにあつたという意味ではない。この問題についての考え方が、法的な色彩を帶び

るについては、またべつに説かれなければならない別種の理論構成つまり、法史的理論構成があつた。そして、かかる面をあきらかにする前提として、本稿この部分に扱かわれたことが念頭におかれるに違ひないと考えられるわけである。

- (1) チューダー期における英國史研究事例は、厳密にいって、歴史研究として概括化すべきではない。すくなくとも、体系的といえる歴史理論を得た歴史研究とは異なつた学的營為事例をまずはみるべきであろう。そこには、当時においても、今日においても古事学研究として理解すべきものが多かつたと考えられる。そして、その古事学的研究は、本稿においてもこれを示すように、十六世紀初頭におけるローマ的古事研究によって発足せしられ、リーランドにより、そのいわば設計図があきらかになつたものである。しかし、このような古事学研究も、すくなくとも、近代的歴史研究が発足するとみられるまでは、歴史研究の直接の母胎としては他に代替すべき營為をもたないという意味で、英國史研究であつたとするべきではあるまいか。歴史研究としての英國史を得るために、十六世紀後半、それも、末期をまたなればならなかつたのである。そこで、ここではチューダー期英國史研究なる学的營為を云々する場合、この歴史研究出現の過程に認めなければならない古事学的研究を含めていふことをして論をすすめなければならぬと考へる。なお、F・ベーロンは、歴史研究の体系化のうえで、古事学研究をつきのよう記述してゐた。“When industrious persons, by an exact and scrupulous diligence and observations, out of monuments, names, words, proverbs, traditions, private records and evidences, fragments of stones, passages of book that concern not story, and the like, deserve and recover somewhat the deluge of time.” (Bacon,F., *Advancement of Learning*, ii. c. 6.—Works (Spedding's Ed.), IV, 234)
- (2) イギリス史研究についての史学史研究はかなりやしゅ早くからなされてはいらない。しかし、最近において、よりにあげたような諸問題の提起なり、解明なりが、全体として伝統的な史觀にたいし、かなり行なわれてゐたことは知られてこゆることである。じつにこんな事情はじつに、Elton, G. R., *Modern Historians on British History 1485—1945/A Critical Bibliography 1945—1969* (Methuen., 1970), p. 187 ある本稿(その1)六七一八頁脚註⑥所掲文献、その他、D. R. Kelley, *History, English Law and the Renaissance*, 65 Past and Present, pp. 24—51 を参照されたい。なお、これはこの諸研究の方向は、やぐれて歴史学的な憲法史論の方向にあると言えども、本稿は、全体としてこれらの研究事例を検討す

る機会をぐつに考えている。

〔一〕 チューダー期における中世英國史觀

(+) チューダー期に知られていたと考えられる、イングランドにおける、もじばらイングランド史に関する歴史著作は、六世紀中葉に始まるとしてよい。すなわち、ギルダスの著作・*Gildas. De Excidio Britaniae et conquestu.* (c. 540) がかかる著作の最初の事例であり、以後、ネンニウス・*Nennius* をはじめとする中世的歴史著作、ブリティンおよびアンクロ・サクソンの各種年代記、伝記が多数、しかし、多年に亘って産出した⁽³⁾。

しかしながら、これらの著作が古典古代における歴史著作の意味で、あるいは、今日の意味で歴史的著作たり得たかというと、中世における歴史著作が、そこに内在する自己批判の事例をも含めて、概してその書かれた時代に関する有益な史料であるということ、あるいは、書かれた事柄が史実とまったく無関係ではない場合を含んでいる、といった留保は許されるにせよ、中世歴史著作特有の非歴史的性格をもっていたという意味で、否定的な答をここになさざるを得ないというべきであろうし、事実、歴史著作に眞の歴史精神が注ぎこまれるにはいわゆるルネサンス期とくに十六世紀以降をまたなければならなかつたことは衆知のことである⁽⁵⁾。そして、今日までの研究によるならば、この事情は、イングランド古史についてとくに、あきらかであった。中世におけるほとんどのイングランド古史は神話的、伝説的、つまり非歴史的に考えられ、描かれたのであつた。そこでもず、こひや、このように描かれたイングランド古史にみられる中世英國史觀につき、その特徴を簡単に示しておきたい。

(1) 初期教会年代記もしくはキリスト教神学的特徴・中世におけるイギリス古代史著作は、イングランドに棲んだ最初の人々に関して、「創世紀」による説明を試み、さらに、そこに、人間行為を支配する神の意図、神の計画を認めた。この点は、中世史学史研究においては、ときに、ユダヤ的キリスト教的遺産として指摘され⁽⁶⁾、加うるに、古事学的には、ローマ的古事研究の欠除、ローマ建国伝説的歴史記述として指摘されている点である⁽⁷⁾。

(2) フランク史もしくはヨーロッパ史としての構成もしくはその継承・後述するように、中世英國史は、実質的には、フランク（その実は当時のヨーロッパ世界）の古史の延長線上、もしくは、その一部または分肢として描かれている。中世英國史はトロイ伝説およびその延長線上のブルタス伝説、さらには、ケルト神話にその源泉をもつと考えられるアーサー王伝説を、その古史として説いていた。トロイ伝説は、ローマの詩人・ヴエルギリウスに源流をもち、七世纪に、フランク・メロヴィエ王朝の、ついで、同・カロリング王族の公史となっていた⁽⁸⁾。そして、このようなブルタス伝説ならびにアーサー王伝説は、九世紀英國史家ネンニウス・Nennius (*Historia Brittonum*, c. 830) にはじめてその姿を現わしている⁽⁹⁾。

(3) 中世英國史観の非歴史的性格・歴史が証拠の理論によつて描かれるべきであるとするならば、(1)、(2)に示した特徴をもつた中世英國史は、実質的には、歴史とは縁遠い単なるロマンティックな伝説であった。しかし、いわゆる古典古代にたいするフランク人の、みずからが同系の文明人たることの主張、ならびに聖書的普遍史思想の一環としての歴史観念に、さらに、ブルタス伝説の許容という要素を加えてかかる英國史が構成されたことは、これを、単に非歴史的、中世ロマンス的としてみるべきではなく、イギリス史のヨーロッパ（フランク）的構成として、より強く印

象すけられるであろう。ただし、そこには、もちろん、北海帝国を象徴するアーサー王伝説を通じて、イギリス的特色を認むべきであるとする留保が認められることは、後述する通りである（本稿七一頁参照）。

〔二〕(1) 中世英國史著作は、年代記、伝記を含めて多様であつたといえるであろう。しかし、イギリス古代史にかかわる、これまでのべてきた中世英國史觀を伝えてもつとも影響力のあつた著作は、ジョフロワ・オヴ・モンムート *Geoffrey of Monmouth* (d. c. 1155) の著作 *Historia Regum Britanniae* (c. 1135) であつた。⁽¹⁰⁾ 本書は、前述のブルタス伝説を含み（したがつてトロイ伝説を前提とする）、アーサー王伝説ならびにリア王伝説、さらに、チューダー王朝周辺に不可解な精神的支持を与えたマーリン予言 (Prophecy of Merlin) なる説話を含んでおり、中世英國史觀の完成版であつたといえるであろう。

(2) ジョフロワ・オヴ・モンムートの英國史觀がどのようにして成立したか、同時代、すくなくとも十二世紀における知的発展——そのなかには、イングランドのみならずヨーロッパ各地に生まれた歴史著作の輩出も含まれよう——のうちにあって、どのような位置を占めるかといった問題は中世史学史上の重要な問題であり、それ自体研究心をそそるものである。⁽¹²⁾ しかし、ここでは、単に、かれの著作がかかる十二世紀的所産であつたことの指摘とともに、同時代にすでに、同書を読まないことは恥辱であるというほどの流布をみたこと⁽¹³⁾、中世英國史の教科書であったこと、また、のちに示すように、年代記から年代記へ許容・合体せられ、詩材となり、異説を排し、そこに含まれた先例は議会で引用され、国王のスコットランド支配の理由として引用され、国王財政支出の正当理由として用いられた等々の指摘がなされたこと⁽¹⁴⁾、その故に、本稿次節に示すように、以後、十六、七世紀においてその信ぴょう性が論争の

まことを指摘しておきたい。

(3) ジュロワのブルタス伝説は、みぎにのべたようなその後の年代記著作への許容・合体により、「共通ブルト(Commun Brut)伝説」と曰われ、以後、単にブルト(Brut)という名をもつて標記されているとみでよいであろう。

その伝説はおおむねつきの通りである。⁽¹⁵⁾

(i) ほぼ紀元前一二七〇年頃、トロイ人ブルタス・Brutus がブリテン島に至り、当時、この島を占拠していた巨人を征服し(巨人伝説)、Trinovantum (or New Troy) と呼ばれていたロンドンを建設し、かれの死後、長子はイングランド、次子はスコットランド、第三子はウェールズを領有した。しかし、スコットランド王の死後、長子・イングランド王の系統が全王国を領有するにいたった。その後、約一世紀後、イングランド王がゴールおよびゲルマニアを征服し、紀元前九〇〇年頃の王(Baldwii)の息がリア王(King Lear)である。この王朝の次の王朝の王(Dunwallo Molmutius)の息、ベリナス(Belinus)およびブレンナス(Brennus)が、紀元前五〇〇年頃、ゴールを征服し、ローマを占有した。また、ベリナスの息はデンマークを服従せしめた。その後この王朝は五十年代を数え、カッシベラヌス(Cassibellanus)に至る。この王の兄弟がその名をロンドンに与えたルド(Lud)であり、時代は漸く、カエサルのブリタニア遠征(紀元前五五年)の時代となる。カエサルの退却後、ブリタニアはローマと結びつく。⁽¹⁶⁾

(ii) ローマのブリタニアからの撤退(西一〇年)後については、三つの物語、すなわち、ブリトン人の王、ヴォーティヤーンの物語(the story of Vortegern)、サクソン人の侵入物語、マーリン(Merlin)の六世紀から十三世紀にかけての予言物語が語られ、最後の物語が、アーサー王伝説を含んでもとも重要である。その要点はつきの通りである。

サクサン人の侵入後、ブリトン人は彼らとの戦いを続けるが、ヴァーティシャーンと同一視されるアムブロシウス王 (Aurelius Ambrosius) 名の示唆するようにローマ生れである。) がサクサン人を制した。⁽¹⁷⁾ この王の甥で、アムブロシウスの兄弟であるつぎの王の子が、ネンニウス (前出) 以来その姿を現わしている英雄アーサー王であった。彼はサクサン人を征伐したのみならず、ピクト人、スコット人を制し、のちに「北海帝國」と目されることになる、アイルランド、アイスランド、スウェーデン、オーラニーヌ諸島、ノルウェー、デンマーク、ゴールの征服の後、ローマへ進もうとしたが、ブリテンに帰り、アヴァロンに姿を消す。アーサーの後、サクサン人、アフリカ人によりブリトン人はウェールズとコーンウォールに封じ込められ、その後、小康を得るも、サクサン人に圧倒されたブリトン人は将来の復興を期し、ウェールズに逼塞するにいたる。

以上の物語は、予言者マーリンの予言 (前出) に相応するものと考えられる。⁽¹⁸⁾

(6) ほぼ以上の事柄を内容とするジョフロワの物語は、大ブリテンに伝わる架空の史伝であり、それは、たしかに、歴史とはいえなかつたであろう。しかしながら、そこに、フランス人とイギリスとの領土主権をめぐる角逐の反映、イギリスの側からいえば、ヘンリー一世のフランス内領土占有の正当化理論、すなわち、予言とそれにもとづいた事実に裏付けられた法の主張の根拠となる物語をみることができるのである。⁽¹⁹⁾ その意味で、ジョフロワの著作は、まさしく、イギリス十二世紀の政治と外交とを反映しているとみることができるであろう。また、アーサー王伝説を伝説そのものとしてみる場合、そこに、ケルト神話、ならびに、ウェールズの伝説、とくにそのウェールズとの結びつき (アーサー以後ブリトン人はウェールズに封じ込められていると考えられている) は、とくにウェールズ出のチャーダー朝

にとって重要な意味をもつた。

(四) ジョーフロワの展開した英國史は以上のようにして、歴史であるより、ひとつの、きわめて政治的な觀念である。その源泉は、今日においては、神話研究、伝説研究によつて、ヨーロッパ・ゲルマン、スカンジナヴィア・ゲルマンの神話・伝説と類縁性をもつケルト神話に求められるであらう。また、歴史記述としては同時代人すらこれにたいして懷疑的であつたことが知られてしる。⁽²⁾ しかし、ジョーフロワの事例は、このよだな一種のロマンスが歴史記述を導びいた事例として印象づけられ、その故に、ひとつの英國史觀を示したといふことがであらう。しかし、このようなことは、十二世紀においてよりは、ほかならぬ十六世紀、すなわち、チュークー期歴史著作について、もつとも直サイにいえることであつた。

(1) 本書の標準版はモムゼン (T. Mommsen) 版 (*Monumenta Germaniae Historica, Auctorum Antiquissimorum*, xiii, *Chronica Minoria*, Bd. 3. 3—85 ss. 所収) である。英語: *Gildae de Excidio Britanniæ*, ed. H. Williams (*Cymnorodorian Record Series*, no. 3, 1899, 1901, 2 pts. に収められしれ); チュークー期における本書の編刊 *Liége* など後述八二頁および八八頁所掲脚註を参照されたい。

(2) ネンニウスの著の標準版はモムゼン (M. G. H. *Supra*), ss. 113—219)。同上 F. Lot, *Nennius et l'Historia Brittorum*, *Bibliothèque de l'Ecole des Etudes*, fasc. 263 (Paris 1934) 所収がある。中世伝説アーサー王伝説はモムゼンにばらじめ姿を現わす。

(3) 六世紀中葉から十一世紀半 (1140—1150) にかけて、かかぬ史書の数は 1 回〇点余りの ¹ ² ³ ⁴ A.

Gransden, *Historical Writing in England c. 550—1307* (Routledge & Kegan Paul, 1974), Appendix D. 参照。

(4) 中世歴史著作の非歴史的性格は、歴史における証拠の理論の施用の不存在のみならず、時代錯誤とも言わぬく歴史的展開のなまとして説かれるであらうと考えられる。本稿所掲の中世英國史觀はこれを証するものと理解する。

(15) ルの題は「Fussner, F. S., The Historical Revolution (Routledge, 1962), 79 E. H. R., 411 が重要である。

(16) ルの題は「一般的には P. Burke, The Renaissance sense of the Past (Edward Arnold, 1969), pp. 14-18. 及び B. Smalley, Historians in the Middle Ages. (Charles Scribner's Sons. N. Y., 1974), chaps. 3, 7 を参照せよ。

(17) ルの題は「イギリス中世年代記著作」の著者ハーリックの指摘がある。Kendrick, T. D., British Antiquity, pp. 1-2 参照。

(18) フランクの年代記に関する事情は「G. Huppert, The Trojan Franks and their Critics, Studies in the Renaissance, vol. xii (1965), pp. 227-241, 227. Kendrick (*supra*), p. 3 参照。ただし、大半の歴史家 Gregory of Tours (d. 594) ばかりのものではなかった。(ケンブリッジ三頁参照)。されば、兼ね正幸・吉幸夫訳「ルーカーのグローリウス・歴史十卷(フランク史)」(東海大学出版会・一九七五年)を参照された。また、イギリス史を含む「一般的には R. W. Southern, Aspect of the European Tradition of Historical Writing 1-3, T. R. H. S. (5th Ser.) xx-xxii (1970-72) を参照せよ。

(19) ネンニウスにおけるマーキー王伝説は「G. Gransden (*supra*), pp. 10-11 参照。なお、これに「T. Jones, The early evolution of Arthur, Nottingham Medieval studies, viii (1964), pp. 3-21 がある。

(20) ジョフロイ・オヴ・モンマースの本書は「從來中世大學研究の領域ならぬ近代におけるロマン主義文学の素材」とされた領域における、直々接、間接の関心をもつてゐた。しかし、歴史著作としての評価は高くないが、かねば、史学史的関心もたかまつてゐるやうである。文献として、ケンブリッジなどはグラハム・スティン各前掲関係個所の他、最近、Geoffrey of Monmouth, The Hist. of the Kings of Britain, translated with an introduction by L. Thorpe (Penguin Classics, 1966) がある。J. S. P. Tatlock, The Legendary History of Britain : Geoffrey of

Monmouth's *Historia Regum Britanniae* and its early vernacular versions (Gordian Press, N. Y. 1974)がある。

- (11) リリビーバルタス伝説だが、メロヴィング朝時代の伝説では、ノアの洪水以後のヨーロッパの所有者ヤフ (Japhet) の子孫 Francis Romanus Britto Albans (それぞれ、フランク、ガリア・ロマン、ブリテン、アレマンの祖とされる) のらむ、Britto なる人物、やハリウスにあつては、トロイの英雄エネアスの孫でブリテンの最初の住人 Brutus なるものが、スペインまでも征服したとする伝説をやす。かれは、ある時期においては、ローマ建国の祖ロムルス・ンムルス兄弟の兄とわれてゐるが、この伝説の示すところは、イタリア人もフランク人も、またブリテン人も、すぐて、トロイ起源であるらしい——リリから、トロイ伝説とも同一視されよ。——ブリテンの歴史はトロイ血族直系の王子ブルタスをもつてはじまるらしいのである。今日、ブルタスは D. Jurius Gallicus (Council in 138 BC.) に擬せられてゐる、なお、ブルタス伝説はアンゲロ・ヤクス年代記やはなぐりテン年代記 (アンゲロ・ノルマン史書) の主張である。以上のリヒベルト伝説は Gransden (*supra*), p. 11, Kendrick (*supra*), p. 4 等参照。ブルタス伝説にはじま歴史書には、たゞ Nennius, *Historia Britonum*. The 'Barnwell' chronicle (—1210). Robert of Gloucester, Chronicle (soon after 1270) Peter of Langtoft, Chronicle (13世紀後期・14世紀初期) があつた。アーサー伝説は、トロワの「アーサーの死」 (Morte d'Arthur, 1485) に遡るべく知られたケルト系の伝説である。また、リア王伝説はショクスピアによれば伝説であるが、伝説におけるリア王の系譜はアーサー王以前にブルタスに結ぶべし。すなわち、ブルタスの約一世紀後ガリアとゲルマニアを征服した Ebrancus のあと Baldur その子がリア King Lear やある (ケンブリック前掲書七頁)。トーリーの予言もこゝは後述七〇頁以下参照。

- (12) かかる意味での11世紀ヨーロッパにおける知的活動については、概観的には、Haskins, C. H., 'The Renaissance of the Twelfth Century' (Cambridge, H. U. P., 1927) の考え方方が注目されやうだ。しかし、歴史著作については同書第八章を参照。

- (13) この点についてはケンブリック・前掲書七頁参照。
- (14) 同・ケンブリック・前掲書七頁参照。

(15) ブルタス伝説の人物を表記するについては、年代記著作者、歴史家ともかならずしも統一した表記方法を用いているわけではない。また、物語自体にも、定型は認められるにしても、力点を異にして書かれる場合、多少の差異はある。以下に示す伝説はケンドリックによつてまとめられたジョフロワの伝える伝説である。ケンドリック・前掲書七一九頁参照。

(16) 参考のため、今日史実と考えられている関係事件の年代をあげるならば、それはつきの通りである。カエサルのブリタニア侵入（紀元前五五年）クラウディウスのブリタニア進軍（西暦四三年）、ロンドンの成立および道路建設はこの頃行なわれた。西暦一二一年「ハドリアヌスの壁」と称される境界がつくられるが、これがローマ支配の北限であった。サクソン人がブリタニアに基盤を得はじめる時期は二七五年をもつて画され、その後、ピクトおよびスコットが地歩を得はじめる（西暦三五〇年）。ローマによるブリタニア放棄は西暦四一〇年とされ、その後、同・四五〇年頃サクソンおよび ангел人のブリタニア植民がはじまつたとされる。Gildas の本稿前掲書は五四〇年頃の作とされているが、この時期および、その後、ローマとの関係は主として宗教上の交流、布教活動を通じて保たれている。

(17) ヴォーティヤーンもしくは、アムブロシウスは、ブリトン人であり、サクソン人を打倒した人物と考えられ、このブリトン人による対サクソン人抗争の象徴的な物語がヴォーティヤーン物語であり、とくに、ネンニウスに顕著な物語である。なお、この点、詳細には、Gransden (*supra*), pp. 8—9 を参照されたい。

(18) ジョフロワは、このマーリンの予言を、ネンニウスによるブリトン人の対サクソン人抗争の物語によつてふるとみられてゐる。この予言は歴史を神の意思のあらわれとしてみる中世的立場では、かなりの重要性をもつて利用されていた。しかし、その一般化は、ジョフロワに帰せられる。ジョフロワ以後の歴史記述におけるマーリンの予言については、Tatlock (*supra*), pp. 403—21 を参照されたい。なお、中世歴史記述におけるその典型としては *Orderic Vitalis, Historia Ecclesiastica Libri Tredecim*, 1123—37. がある。

(19) この点、ケンドリック・前掲書九一一〇頁参照。

(20) この点、ケンドリック・前掲書一一一三頁参照。

(21) この見解は、とくに、Gransden (*supra*) によつて明示されている見解である。しかし、歴史研究におけるこのような事

例は、前近代的事例として、わが国を否めて、一般的にみられるとしてよいであろう。ヨーロッパに関しては次節を参照されたい。したがつてまた、この種の事例は、史学史のひとつの原理を示す好例である。

〔二〕 チューイーイー期英國史觀論争の経緯

(一) 同時代ヨーロッパにおける中世史觀

ジョフロワの示した英國史觀はジョフロワの獨創ではなかつたけれども、かれの時代にあっても全面的賛同が得られたわけではなかつた⁽¹⁾。しかし、かれにあつた宮廷人士にたいする一種の阿諛の姿勢とともに、かれの著作の流布の背景としてあつたイングランドのもつヨーロッパ志向は、この中世英國史觀が歓迎される所以であつた⁽²⁾。そこには、中世フランク史の場合と軌を一にする、イングランドを古典古代に結びつける愛国的精神との呼応が認められた。そして、そのため、かれの史觀は、チューイーイー期において、のちに示すような、その前時代・十五世紀におけるヨーロッパ由來のイギリス・ヒューマニストの否定的姿勢（本稿八〇頁参照）をものともせず、受け入れられるであろう。

しかし、このことは、同時代の歴史研究の發展からみて異常なことで、当然、そこに、かれの英國史觀が眞の英國史觀たり得るかどうかということをめぐつてひとつの歴史論争が展開されるであろう。本稿本節は、この英國史觀をめぐる論争の経緯を、その概略なりとも示そうとするものである。⁽⁴⁾

しかし、そのために、当時の歴史研究の傾向・水準と関連させるために、ジョフロワに示された伝統的伝説、具体的には、フランク史との共有部分、すなわち、トロイ伝説の、ヨーロッパにおける帰趣について、若干触れておきたい。⁽⁵⁾

(1) 今日の歴史家の通説によれば、フランスにおいて、歴史記述としてのトロイ伝説は、十八世紀以前には、フランスの起源に関する科学的説明によって明白に拒否され、おきかえられたとはいひ得なかつたとされる。⁽⁶⁾ その理由としては、国王の国民的民族的宣伝の必要性（たとえば、フランク人のゴール人たることの強調の必要性）からくる政治的压力および歴史批判力という方法論上の限界があげられた。⁽⁷⁾ しかし、十六世紀後半、あるいはすくなくとも一六〇〇年には、トロイ伝説は敵対視されるか、あるいはその影響力は失なわれたと考えられている。⁽⁸⁾ しかしながら、一方、十六世紀初頭には、年報(*annals*)もしくは年代記(*chronicles*)にあっては、トロイ伝説は、まさしくかけがえのないフランス起源史として存在していたことがあきらかにされてゐる。⁽⁹⁾ つまり、フランスにおいては、この時期のフランス史記述になお中世的伝統を維持していたのである。

(2) しかしながら、フランスにおけるヒューマニズムの発展は、その歴史研究、とくに法史研究に、ゴール的といふべき国民的要素を含めながら、言語学、文献学といった古事研究形式により、いわゆる古典主義および批判的精神を施用しつつあり、このような角度から、トロイ伝説は批判され、否定されつつあつたことも事実であった。そのような歴史研究として、われわれはつきのような事例を見るであろう。

(1) Robert Gaguin, *Compendium de origine et gestis Francorum* (Paris, 1495)—*Les Grandes chroniques*, (Paris : Galliot du Pré, 1514)・ガガンのこの著書はフランス史記述における最初のルネサンス的事例といわれているが、著者によるペルルマンの国民的歴史的位置づけが注目され、トロイ伝説については、懷疑的かつ批判的であつたと目されている。⁽¹⁰⁾

(1) Paolo Emilio, *De rebus gestis Francorum* (c.1517) — Pauli Aemilii Veronensis. *de rebus gestis francorum libri III* (*Venundantur in cedibus Iodoci Badii Ascensi*, c. 1517)・パオロ・エミリオはヴェロナのヒューマニストであったが、当時のフランスの宫廷において前の著者の再来とみられたとされる。かれは、フランス人はゲルマン民族であると考えた。そのローマ的典拠についてには誤りを指摘されるものの、このように考えたエミリオは、トロイ伝説には疑いをもつた。⁽¹¹⁾

(2) Beatus Rhenanus, *Rerum Germanicorum libri tres* (Basel : Froben, 1531)・著者は、第三世紀におけるハネジエリクをもとにし、トロイ伝説を否定した（ハネジエリクはゴート侵寇以前のフランク人に関するものとも信頼し得る史料といわれる）。しかし、この著者については、かれが、フランク人の歴史についてゲルマン語を話す海洋民族であったとした点（かれの第一チーズであった）において、當時、全面的賛同を得たとはおもわれない。しかし著者は、第三世紀以前については史料をもたないとした（このことは、かれの第二チーズであった）ルエルトゥムに、たしかに、トロイ伝説をフランク古代史から奪つたには相違なかつた。⁽¹²⁾

(3) Estienne Pasquier, *Des Recherches de France* livre premier (Paris, 1560)・フランスにおける十六世紀は法学研究と法学研究と一体をなして発展した歴史研究の発展の時代であった。この時代の歴史研究については、宗教戦争、フランスにおけるいわゆるガリカニズムの周辺におけるヨーロッパ的歴史思想の発展、その他の面から描き得よう。しかし、法学史ならびに史学史に関するがたり、いわゆる法蘭西民主主義の展開、具体的には、国民的フランス法史研究の展開の時代として特徴づけることができるであろう。十六世紀後半は、ビュデルにより発展せしめられたルネサ

ンス的歴史研究が法学に反響し、フランス法史研究にすぐなからぬ人物を生んだ⁽¹³⁾。

このような歴史研究の発展の過程にあって、フランク古史はどのように考えられたであろうか。

まずははじめに、ジャン・ボダンおよび同時代人はについて、フランク起源史についてのトロイ伝説に関する伝統的説明⁽¹⁴⁾はともかくとして、フランスの古史については、実際上ほとんど知られていないとすることの自覚からの学問的発展の可能性があつたことがすでに前⁽⁴⁾の事例から示唆されるであろう。今日の研究では、前⁽⁴⁾事例とはべつに、この発展は、パーキエのフランス史によつてなされたと考えられている⁽¹⁵⁾。

パーキエは、はじめ、トロイ伝説について懷疑的であり、しかも、国民の古起源に関する論義を時間の労費とみた⁽¹⁶⁾。そして、トロイ伝説を確實性もない単なる神話にほかならぬものとみた。要するに、トロイ伝説の想定する古い時代については知り得べきこともなくまた知らぬと認めたのであつた。このパーキエの考えは、前⁽⁴⁾事例の著者の第二テーマに相応する⁽¹⁷⁾。

しかしながら、フランスの古史は、パーキエもその一員に教えられる（法律家から歴史家に転じたグルーブ⁽¹⁸⁾）により試みられるにいたり、パーキエは前掲書一五六九年版において、みぎに示した消極的態度を捨てた⁽¹⁹⁾。そして、このことに関しては、かれの師オトマン（François Hotman）との関係が重要である。

(4) François Hotman, *Franco-Gallia* (1573) やおよびその後・オトマンはトロイ伝説をまったく否定した⁽²⁰⁾。その方法は、ルネサンス期歴史研究の特色ある学問方法であったフィロロギアなる言葉で示される学問及至は学的方法であつた。オトマンの描き出したフランス古史……それはまぎれもなく、ゲルマニスト的フランス法史であつたわけであ

るが——について、ここで詳説する余地はない。しかし、オトマンの歴史方法は指導的な役割を果たし、フランス古史および中世史はフランス固有の歴史として認識され、その方向において、トロイ伝説なるものはオトマン以後十年足らずの間に全面的に拒否されるにいたつたと考えられていることは指摘しておくべきであろう。⁽²¹⁾

(一) チューイー・ダーラー期イギリスにおける英國史観論争の経過…

(1) みぎにのべたように、フランスの古史としてのトロイ伝説はヒュマニストの歴史研究によつて、十六世紀には、すくなくとも學問の世界からは追放された。これにたいし、イギリスにおいては、トロイ伝説を前提とするジョフロワ的ブルタス伝説にたいしては、大体においてイタリア的であった十五世紀におけるイギリス・ヒュマニストが同じ試みをなし、ほぼ成功したとみられている。⁽²²⁾しかし、チューイー・ダーラー朝初代王ヘンリ七世の戴冠（一四八五）は、一般にジョフロワ的ブルタス伝説を再び一挙に伝統的歴史解釈たらしめた。すなわち、ウェールズ出身のヘンリー七世の政策的配慮もあり、ブルタス伝説の同系であるアーサー王伝説が継承すべきイギリス人の遺産として公認され、マロリーの「アーサーの死 (Morte d'Arthur, 1470, 1485)」は、チューイー・ダーラー期における一般のアーサーリアーナを不動のものとしたわけである。しかし、ここに注意しなければならないことは、この現象は、当時のイギリス人の失なわれた対ヨーロッパ的勢力および対ローマ世界Ⅱローマ教会が代表するローマ的文明世界および宗教的支配へのコムブレックスという觀点から眺められる、いわゆるチューイー・ナショナリズムとも評される政治的現象でもあつたといふことである。⁽²³⁾

(2) みぎにたいし、歴史研究の分野ではどのような態度がみられたであろうか。

(i) まずははじめに、Caxton's Chnonicales of England (1st ed., 1480) がチャーダー期年代記著作におけるみぎに述べた中世的英國史の基盤となつた。そして、以後の年代記著作においては、本書自体の続刊のみならず、Fabyan (1516) Grafton (1543) Grafton (1568) Holinshed and Harrison (1577) 等、イングランド刊行の年代記はブルタス伝説したがってトロイ伝説を無批判的に受容したとみられている。⁽²⁴⁾

(ii) これらにたいし、ヨーロッパ大陸における歴史研究に親しんだとみられる歴史家達は、不完全とはいえ、史料批判を試みつつ、かかる中世的英國史観に反論していく。その第一のグループは、大陸ヒュマニズムに触れたスコットランドの歴史家達であり、第二のグループは、やや示した大陸ヒュマニストの影響を受けたイングランドのグループである。以下、それについてその要点を簡単に示す。

(i) スコットランドの歴史家の事例

十六世紀スコットランドにはフランス・ルネサンスの渦中に学んだ John Major (1469—1550) がいた。かれは一五二一年 *Historia Majoris Britanicae* を刊行し、スコットランド史を含めた中世英國史観を一掃したといわれる。しかし、かれは、アーサー王伝説ならびにジョフロワの説くマーリンの予言を深刻に受け取ったといわれ、この点で、彼自身ならびにエラスムスとパリにおいて接触したと伝えられ、スコットランド古事研究にすぐれていた Hector Boece (d. 1536. *Scotorum Historia*, 1527) に劣ると評されるにいたる。後者は、中世英國史観を結局は認めている。⁽²⁵⁾

(ii) スコットランドにおける事例は中世的英國史観そのものに関して十六世紀におけるスコットランドでの固執が
チューダー期イギリス法史学史覚え書（佐々木）

すくなかつたことの事例であるとともに、その基盤として大陸ルネサンス的歴史観・歴史にたいする考え方との直接の接触の成果につき、スコットランドが一步をきんじていたことを示すものである。しかし、十六世紀のすくなくとも前半においてのイングランドについては、中世的英國史觀にたいする懷疑乃至否定にこのように歴史思想が成立していたとはみられていない。⁽²⁶⁾ けれども、これにたいする例外的事例があつた。それは、ヴァーチル（本稿（その1）[1]）⁽²⁷⁾ 所掲 Polydore Vergil の事例である。かれはイギリスに渡つたとき、すでに、バロ・エミリオ（本稿前出）らとならんで知名の学者であつた。そして、中世英國史觀に關しては、'Gildas' *De Excidio Britannie et Conquestu* の編刊（1511五年）といふ史料研究を試み、あるいは、一五三四年のその英國史 *Anglica Historia*（1545・一五五五・一五五六・第七版一六五一）において、イングランドにおいて最初に、しかし、控え目ながら、中世英國史における伝説的部品すなわちブルタス伝説、アーサー王伝説を否定し去つた。⁽²⁸⁾

しかし、ヴァーチルのこの帰結は承服されなかつた。このことは、ヴァーチルの仕事が、史料批判によどずく歴史研究という近代的觀点からみるならば、かれの結論を拒否することが奇異に思われるほど重要な意味をもつてゐるのであつたことから、また、いかにも興味深いことであつたといえるであらう。⁽²⁹⁾

ヴァーチル以後の、かれとはほ軌を同じくする歴史著作者には、John Rastell (The Pastyme of People, 1524) George Lily (*Chronicon sive...enumeratio Regum*, 1548) Thomas Lanquet (Chronicle (Later Cooper's Chronicle), 1549) がいたにやがれない。⁽³⁰⁾

(iv) ヴァーチルに対応した伝統的中世英國史觀の最初のチャムピオンは、リーランド（本稿（その1）[1]）⁽³¹⁾ 所掲

John Leland) であった。かれはその「」の小冊子 (*Codrus, sive Lus et Defensio Gallofridi Arturi Monumetensis contra Polydorum Vergilium*, 1536. *Assertio inclytissimi Arturii Regis Britanniae*, 1544) によれば、ヴァーシルの否定した中世英国史とくにアーサー王伝説を強力に支持した。また、リーランドと密接な関係にあつたペイル (本稿 (その1) [11] (3) 所掲 John Bale) もまたかれなりにイギリス古史記述における中世的伝統を守つた。

リーランドおよびペイルは、際立つてかれらの領域であつたといえた古事学および地誌学、もしくは両部門の総合による中世的伝統を裏付けていたといえるであろう。この方向にあつても、とくに、リーランドの本領は地誌学的古事研究にあつた。しかし、この傾向にあり、かつ中世的伝統を保持した研究者はかれのみにとどまらず、なかでもペンド、Sir John Price (d. 1573) は、その著 *Historia Britanniae Defensio* (～1545: Published, 1573) をもつて知られてゐる。⁽³²⁾ また、ペンド、リーランドの計画の一部に該当する仕事をなしたラムバード (本稿 (その1) [11] (4) 所掲 William Lambarde) を超れてはならないであろう。

(3) チューダー期における英國史観論争は、一五〇〇年代の後半には、ヴァージルにたいするリーランドのはげしやべりなどではなくなり、歴史書の多数は、中世伝説を認め、かつ包摂した英國史を伝えつけた。そして、十六世紀末および十七世紀初頭には中世的英國史観をもつ英國史に素材を得た。⁽³³⁾ こうした一般的な状況にあつて、法律家もまた中世的英國史観を認めていた。法律家のかかる英國史観の許容に関しては、われわれは、アガード (本稿 (その1) [11] (4) 所掲 Arthur Agarde) を含む「尚古学会」(本稿 (その1) [11] (4) 脚註(1) 所掲) のメムバーのみならず、かのコウク (Sir

Edward Coke)にも、その事例をみるであろう。⁽³⁵⁾ 法律家の歴史に関する素養からこの中世的英國史觀が追放されなければならないとする事例については、われわれは十八世紀にいたつてなお、これをみるであろう。

しかし、まさに述べたことばかりがこの論争の帰趨ではなかつたことも事実である。英國史研究の世界にあっては、カムデン (William Camden) (既出) の「ブリタニア」(一五八六、第五版一六〇〇) は、ヴァージルを正当と認めたのであつた。⁽³⁶⁾ T. Twyne (前出) のような古事学的研究をもっぱら行なつた事例はべつとして、チューダー期の古事学的研究ならびに歴史研究を英國史に集約した觀のある本書が、ヴァージルを認めた意義は大きい。これにも論争のひとつの結末がみられたといつてよいであろう。

(1) この点については、ケンドリック・前掲書一一一三頁参照。なおジョフロワ以前の、ジョフロワがそれによつたとおわれる文献については、ケンドリック・同書、五頁および Gransden (*supra*), pp. 203—4. 参照。

(2) 献辞を通じて認められかれた宮廷にたいする姿勢、殊にその非歴史家の姿勢については、Gransden (*supra*), p. 204 を参考されたい。なお、当時のイギリスにおいては、国内における国王の領土主権理論ならびに、ヨーロッパにおけるイングランド王の領土主権主張のための理論としては、過去における栄光ある事実の主張が求められていた。それは、まさに、ノルマン王朝の求めたことであつたからである。しかも、ジョフロワの著書が、他のたとえば、同時代のフランス人が、シャルルマニユ崇拜を育くみつつあつたフランス史觀と比肩すべき英國史觀（もしそれが歴史として成立するならば、それはシャルルマニユ・フランスとともに西ローマ帝国理念に対抗する北海帝国の理念をもつものと考えられよう）を示したかのようみえた。以上については、ケンドリック・前掲書九一一頁および Gransden (*supra*), pp. 204—205 参照。ただし、ここに示した解釈については、ジョフロワ自身の意図あるいは、当時の古事学的関心に照應した意味での、かれの著書の適切さの指摘つまり、面白くかつ類がきわめてすくなかったとする指摘があることは、注意を要するであろう。もともと

カーフロワの著書は、歴史書とはいえないが、記録としてせざる所の史料でしかないといひなれを認めなければならぬと考へられたのである。この点の立場は、ケンジラック・前掲書10—11頁、Gransden (*supra*), pp. 206—207 参照。だが、詳題は Tatlock (*supra*), chaps. XVIII, X を参照めだ。

(3) リのリヒツヒトヤマ、ケンジラック・前掲書115頁参照。

(4) ケンジラックは、リの論争を前掲書第六章 (VI. The Battle over British History, pp. 78—98) において概説している。したがつて、本稿のような論議につき、これに全面的に依成することは若干のためらへを感ずる。イギリスにおける歴史研究のはじまりをどうに求めらるかという問題をリに考えなければならぬからである。また、古事学的研究は、歴史研究を含むことはあっても、歴史研究そのものはしないといつても、むやみに考へなければならない。しかし、たとえば、イギリスにおける最初の真正の歴史家といわいまでも、エリザベス女王の最初の歴史家として、カムデン（本稿の197頁所掲）をあげる例をみると、むやまく、歴史研究が古事学的研究のかたわをとつて、あらざむを得ずして現われることも認めなければならないわけだ。本稿は、敢てケンジラックを「最も優れた歴史家」の地位につけた。以上の考慮につけば、ケンジラックのせむ H. Trevor-Roper, Queen Elizabeth's First Historian William Camden and the Beginnings of English 'Civil History', The second Neale Lect. in English Hist., 1971 (Jonathan Cape Ltd., 1971) が参考文献だ。

(5) リの論題についての原史料を除く基礎的な文献は A. Joly, Benoit de Sainte-More et le Roman de Troie (Paris, 1871). Denys Hay, Europe: the Emergence of an Idea (Edinburgh, 1957). Maria Klippe, Die Darstellung der Fränkischen Trojanersage (Marburg, 1936) があ。この論題について、最近 George Huppert, The Trojan Franks and their Critics, Studies in the Renaissance, vol. XII (1965), pp. 227—241. があ。本稿、これを主とする論述だ。

(6) Huppert (*supra*), p. 228—F. Lot, La Gaul (Paris, 1947), p. 7.

(7) A. Joly の見解について Huppert の紹介するものである。Huppert (*supra*), p. 228.

- (8) Denys Hay の著述を主とする紹介や序文による Huppert (*supra*), p. 228.
- (9) Huppert (*supra*), pp. 229—230 参照。
- (10) 事例として Huppert (*supra*), pp. 230—231 参照。また Robert Gaguin の論述 D. R., Kelley, Foundations of Modern Historical Scholarship (Columbia U. P. 1970), pp. 55, 200, 212 参照。
- (11) 事例として Huppert (*supra*), pp. 231—232; Kelley (*supra*), pp. 196, 210, 234—5 参照。
- (12) 事例として Huppert (*supra*), pp. 232—233; Kelley (*supra*), pp. 93, 97, 154, 201—202, 210, 213 参照。
- (13) 一連の論述 Huppert (*supra*) pp. 233—4 参照。十九世紀後半は歴史的法史研究者として Pierre Pithou, François Pithou, Antoine Loisel, Estienne Pasquier, Claude Fauchet, Louis le Caron, らが記述される。Kelley(*supra*), p. 245.
- (14) Jean Bodin, *Methodus ad faciendam historiarum cognitionem* (Paris, 1556). Huppert (*supra*), p. 233 参照。
- (15) Huppert, *ibid.*
- (16) Huppert (*supra*), p. 233—E. Pasquier, *Recherches de France* livre premier (Paris, 1560), pp. 53—55.
- (17) Huppert (*supra*), p. 233 参照。
- (18) Huppert (*supra*), p. 234
- (19) Huppert (*supra*), p. 234—Pasquier, *Des Recherches*, livre premier et second (Paris: P. L'Huillier, 1569), pp. 30—31.
- (20) いわゆる「アントワネット」の思想、思想、方法等について取り扱ったのが R. E. Giesey and J. H. Salmon, *Françogallia* by François Hotman (By R. E. Giesey and J. H. Salmon, Cambridge at the U.P., 1972, Editors' Introduction) である。本稿ではかねの専題の憲法史の意義について、その他の著述として、R. E. Giesey and J. H. Salmon, *Françogallia* by François Hotman (By R. E. Giesey and J. H. Salmon, Cambridge at the U.P., 1972, Editors' Introduction) がある。
- (21) いわゆる「アントワネット」の思想、思想、方法等について取り扱ったのが R. E. Giesey and J. H. Salmon, *Françogallia* by François Hotman (By R. E. Giesey and J. H. Salmon, Cambridge at the U.P., 1972, Editors' Introduction) である。本稿ではかねの専題の憲法史の意義について、その他の著述として、R. E. Giesey and J. H. Salmon, *Françogallia* by François Hotman (By R. E. Giesey and J. H. Salmon, Cambridge at the U.P., 1972, Editors' Introduction) がある。

des François (Paris: Nivelle, 1579) François de Belleforest, *Les Grandes annales et histoire générale de France* (Paris: G. Buon, 1579). 以上は前二編の序に年次を示す。Huppert (éd. par), pp, 235.

236—7. 参照。

(22) 事例として、Abbot John Whethamstede of St. Albans (d. 1465) *Gramarium* (c. 1435)。があげられ、また、Humphrey, Duke of Gloucester (1391—1447) がもたらした年次記著者 Thomas Rudborne がよぶ John Capgrave (1393—1464) があげられる。また、Humphrey 以後、十五世紀イギリス・ヨーロッパで、マキシム人とも被担された、²³⁶ William Sellyng (d. 1494) William Grocyn (1446?—1519) John Colet (1467?—1519) Thomas Linacre (1460—1524) などが活躍するねむやあるが、そのため、この中世的な物語は、その擁護者の相対的な弱さから、重大な存亡の危機に瀕したとみられてくる。ヘンリック・前掲書三五頁参照。なお、みるのイギリス・ヨーロッパの活動である。たゞ、イタリア、フランスのヨーロッパとの交流関係について、R. Weiss, *Humanism in England during the Fifteenth Century* (3rd ed.; 1967), caps. I, II, III, X, XIII が詳細である。

(23) 中世的英國史觀の復活の態様は、しかし、その予言的な部分の実現を、あわめて愛国的に頼したり、国王軍制、衣裳、紋章に利用したり、アーサーの再現を皇太子に認めたり、これもか単純といえた。しかし、政策として、アーサー王的遺産 Arthurian heritage を強調するの意味は、バラ戦争（一四五五一四八五）の凄惨な廻斗の背景を見守しては考れられない。また、より一層、百年戦争（一三三九—一四五三）の後のイギリスの懷古的愛国心とは無縁ではない。そして、そこには、イギリス王もまたヨーロッパ・フランスの場合と同じくヨーロイ出身の高貴なる系譜のものにある王であり、その君臨するイングランドはヨーロッパ大陸と比肩し得る歴史を有するという中世英史觀を許容する一種のヨーロッパ志向も認められるであろう。以上述べたのは、ケンドリック・前掲書三五—三九頁参照。

(24) J. Evans, A. History the Society of Antiquaries (O. U. P., 1956), p. 2 参照。William Caxton (1422?—1491) は、イギリスにおける最初の印刷業者と看えられる。ハリソンしたかれの年代記以降のブルタス伝説を伝える諸年代記掲示については、ケンドリック・前掲書三九頁参照。なお、この年代記による無批判的受容は、中世的英國史觀のチューダー

一的態様のひとつとみてよいであろう。そしてもしそのようにもみるならば、これに示す英國史觀論争の次元はより限定的に考えられるであろう。事実、この論争は、歴史研究の進展にとくに寄与したとみるべきであろう。このことについてはのちに触れる。

(25) Major & Boece もは、時代を同じくし、ともに、エラスムスの名によって示される当時のルネサンス的學問精神をパリで吸収している。かれらの仕事はスコットランド史を描くことであったが、ともに、十二世紀におけるジョフロワ的歴史記述と近代的古事研究との間を彷彿していたといえるであろう。ケンドリックは、後者についてとくにこのことを指摘している（ケンドリック・前掲書六五—六八頁、なお、前者の反中世主義＝ルネサンス的傾向については、ケンドリック・前掲書七八一七九頁参照）。

(26) 但し、批判的歴史書 Robert Fabian, *Cronycles* (Pyron, 1516) John Rastell, *The Pastyme of People* (1529) また、歴史家 John Twyne (1501?—1581) の存在は重要である。これがどういふことは、ケンドリック・前掲書四一頁参照。なお、Twyne は、*Reims Albonicus* (Published, 1590) がある。Twyne は、本稿ぐつに言及する（本稿九四頁参照）。

(27) Gildas (*d. 570*) はブリタニアにおける最初の歴史記述家と目されている。しかし、かれの著書は、キリスト教化されたブリタニアの歴史にその範囲を限定しており、その意味でローマ的であった。ヴァージルは、この著作を、客観的かつ厳格な史料批判を加えて編刊し、確定したとみられている。本書の中には、中世伝説中の人物 Ambrosius Aurelianus への言及が含まれている。本書の編刊はその後、パークー（本稿（その1〔1〕）四参照）の秘書 John Joscelin によってもなされている（一五六八年）。なお、ヴァージルの編刊事業はイングランドにおける最初の古史料研究ともされている。以上については、ケンドリック・前掲書八二一八三頁参照。Gildas については、Gransden (*supra*), pp. 1—5 参照。

(28) ヴァージルの英國史については、Camden Soc. Pub. (Old Ser.), vol. 29, XIV—XV. その不評にじや同. XX—XXI.

なお、本稿の記述についてはこの点、ケンドリック・前掲書八三頁参照。

(29) ケンドリックは、このことを、ヴァージル個人の名声に仮託して強調しているが、背景としてチャーダー的愛国精神の存在をその原因として考えている。同・前掲書八三頁。

(30) ケンダリック・前掲書八五頁。

(31) ベイルの英國古史は、その學識がひみると奇妙でしかな。その原因としては、宗教的偏見、反ルネサンス的偏見、反ロー
マ感情などが考へられるが、かれの英國古史は、トロイ人たるブリテンの住民以前のブリテンの人々の歴史を創生紀的に描
かれており、ノアの孫 Samothes (d. 2014 B. C. 大陸ケルト人およびブリタニアの最初の王・紀元前110—四年死)
から英國史を描き出せなかった。やがて、ペリオド、これまで示しておいた英國古史も含まれる。しかし、かれの歴史は、
John John Caius (d. 1573), *De Antiquitate Cantabrigiensis Academiae* (1568) に限定的に認められた。その學識界く
の提示は、Lambarde, *Perambulation of Kent* (1576) によるものである。一般には Holinshed and Hasrison's Chronicle
(1st ed., 1577) によるものである。ヨーロッパでは Richard White of Basingstone (1535—1611), *Historia
(Britanniae)*……libri, *Donai* (1597—1607) による再び學識界に提示される。かれの信奉者は、John Lewis (1603
—12・英國史著作) William Slatyre (1587—1647) *Palae-Albion or the History of Great Britanie (Brutanie)*
(London, 1621) Sir Robert Filmer, *Patriarcha*, London, 1680 等である。かれにて注意すべきことは、かれの
荒唐無稽な英國史觀と、かれの大陸との交流との対比である。かれは、やがて述べたように、むしろ大陸、ルネサンス精神
に背を向けたのである。以上、ケンダリック・前掲書六九一七六頁を参照。

(32) 反ヴァージルの諸家については、Camden Soc. Pub. (*supra*), XX—XXIII 参照、本文所掲プライスによる書物は、イギ
リス古事に関する偉大な書物のうちに数えられると考えられている (ケンダリックの指摘)。Price の仕事については、ケ
ンダリック・前掲書八八一九〇頁。

(33) ケンダリック・前掲書七三頁参照。

(34) 以上に関する概説については、ケンダリック・前掲書111頁参照。

(35) アガーブ・おおむ尚古学会における中世的英國史觀については、ケハムリック・前掲書、100—101頁参照。コウクに
ついては、Pocock, I. G. A., *The Ancient Constitution and the Feudal Law*, p.40 参照。同書掲示の偽似法史理論
については、本稿はおもに放てて説明する予定である。

(36) Letter (the Third) written by Lord Mansfield, to Mr. Brummond, in 1774. (Lord Mansfield et al., A Treatise on the Study of the Law (1797—Rep. ed., 1974), p.38 et seq.) 参照。

(37) ケンブリッジ・前掲書108頁参照。カムデン社の本稿(その1)九九頁脚註④参照。

[II] チューダー期英國史觀論争の結果と英國史研究の方向

(4) 初期英國史觀論争の空洞化乃至は疎外事情…さきに示したようなチューダー期における英國史觀論争は、殊にその最初の段階において、その立役者、その歴史研究の發展史的事情、等からみて、いかにも強烈な印象を与えた。そして、チューダー期の後半に入るをまたずして、結局はリーランド以降の中世的英國史觀が、恰も勝利を得たかの如くである。また、その後も、その命脉はきわめて長期に亘って保たれていたといえる。しかし、その歴史をみると、リーランド的中世英國史觀をチューダー期における英國史觀と断定することは、かなりの抵抗があるといふべきである。なぜならば、チューダー期における歴史研究を導びいてきたのは、このいわば一般化されたといえる英國史觀ばかりではなかつたし、また、英國史觀論争そのものも、論争のそれぞれの側において、つねにヴァージルリーランド的論争の次元において、という意味で情熱的に、また二者擇一的峻烈さをもつてなされてきたわけでもなかつた。このことは、ほかならぬリーランド的地誌学的研究においてすら、あきらかであり、この傾向にあっても、トロイ伝説、ブルタス伝説およびアーサー王伝説が、とくに、地誌学的古事研究の精緻化とともに、もとのかたちで論じられていけたわけではないということを知るならば、より印象的な事柄である。つまり、ヴァージルリーラン

ド論争において、主張された素朴かつ単純な中世的英國史觀は、その主張の事例にあっても、英國史研究の舞台から遠ざかりつつあつたのである。そして、もしそうであるとすれば、この論争の帰結として一見したところ考えられる中世的英國史觀、一般化の傾向は、かりに長くその命脈を保つたとしても、歴史研究を導びくべき眞の英國史觀といい得たかどうかは疑問であるといえるであらう。このことは、本稿のちに示すことになるが、とくに、代表的なコモン・ロー法律家であるサー・エドワード・コウクがかかる中世英國史觀を、かれが歴史家の意識をもつて意識していつたかどうかは疑問であるが、きわめて非歴史的に援用していた事例などはこのことを証するものである。また、チャーダー期全体を通じて、およそ知的グループを形成した人々が、おそらくは、このいわば再認識された中世英國史觀に真面目に取り組んだというよりも、無関心としかいえない態度を示したと考えられることは、それはそれでまた注目すべきであろう。⁽¹⁾ そのような現象は、チャーダー初期的英國史觀論争の空洞化乃至はそれからの疎外とみることができるからである。

それでは、何故にかかる現象が生じたのであらうか。この問題については、今日、事態の推移そのものよりその条件の確認の方法による説明が求められていると考えられるので、以下、その考えの示す諸条件について簡単に説明しておきたい。

(二) 諸条件 (1)一般的条件…一般的にいって、チャーダー期に群出した歴史家達がそれぞれ容易に確定し難い個性的な歴史思想および研究傾向を持つていたことが指摘される。事実、初期英國史觀論争後の古事学的研究の多様性、多元性が、研究水準の問題とはべつに認められたのであつた。⁽³⁾ もつとも、このことの指摘は、チャーダー期歴史研究

の個人的色彩が、チューダー期初期以降、おとろえることなく強まっていったひとつの傾向、すなわち、ルネサンス的傾向を示すことにほかならない。そして、もちろん、われわれは、この傾向の頂点として、ツウイン（John Twyne）やカムデンの研究事例が挙げられることを知るわけである。⁽⁴⁾

(2) 歴史研究的条件 つぎに、同じ趣旨で、以下の諸条件を考慮に入れなければならないとすべきであろう。その諸条件とは、以下に示す、チューダー期における歴史研究即ち英國史研究に具体的な寄与をなしたと考えられる史学史的条件というべき条件である。⁽⁵⁾

(1) 宗教論争の影響 たとえば、フランスにおいては、いわゆるユグノー戦争がオトマン（前出）のフランスの歴史記述に大いなる影響を及ぼし、もちろん、他の影響力とともに、かれのフランス古史思想を方向づけていた。これにたいし、本稿すでに示したように、イギリスにおいては、修道院開散が、リーランドを含めて、リーランド的古事研究の刺激となつたわけであつたが、のちには、イングランドにおける教会古史、とくにアングロ・サクソン教会史という、より近い時代の歴史が、いわば、信仰体制の正当化の主張という実際の必要性から求められた。すなわち、歴史研究の関心は、伝説的過去から実際的過去 practical past に移つたのである。そして、そのあらわれとして、アングロ・サクソン史の研究を得るであろう。⁽⁶⁾

(2) 大陸ヒュマニストの影響 本稿でしばしば示してきたように、批判的歴史研究は、ヴァージルをはじめとして、大陸におけるヒュマニストの影響のもとになされた。歴史家達にこの大陸ヒュマニストの歴史研究の影響がどのようななかたちで及んだかという問題は、それ自体、重要な問題であり、本稿にしばしば触れて来た以上に、ここにそ

のすべてを示すことはできないが、すくなくとも、チャーダー期後半にあっては、ヒュマニスト的歴史研究の方法が一般化したと考えられることは容易にこれを指摘し得るとされるであろう。⁽⁷⁾

(三) 以上に述べたことは、チャーダー期における英國史観論争について、同時期における歴史研究発展の一般的な情がそれぞれ重要な意義をもつたとすることにほかならない。そして、この考え方から、英國史観論争を眺めるならば、われわれは、この論争のうちに、中世的英國史観の一般的受容とともに、いわゆる歴史研究という学問分野について、その実際的な、しかし、反中世的な進展をみることができるとすべきであるにせよ、イギリス独自の、しかし、大陸における歴史研究の進展と呼応する学的進展をみることができるとすべきであるにせよ、イギリスにおける個性的な発展を、研究者およびその対象についてとくにみることができるとすべきである。しかし、本稿に関するかぎり、この事情は、なお、イギリスにおける近代的法史研究の先駆的事象としてこれをみると、いつたべつの角度からこれを説明する必要があろうし、本稿は、これを、つきの各部分で行なう予定である。

(1) チャーダー期における中世的英國史観の主張は、多分に政策的なものであった。また、それに、反ロマニズムあるいは、ウエルズ人に認められた、反サクソニズムに支持されていたことも事実である。しかし、ヴァージル等による批判は、大陸におけるルネサンス歴史研究といふ背景をもつており、このことは、宮廷における文化的傾向と呼応していたとみてよい。ケンドリックはこのことに関して、王子アーサーのためのチャーダーの読書目録に、英國史が含まれなかつたこと、チャーダー諸王の賢明さは伝説的英國史を対ヨーロッパ政策のための歴史として認めたにしてもこれを信じなかつたこと、ヴァージル等にたいして攻撃的でなかつたこと、等をあげて、宮廷においては、一般的の傾向とは逆であつたと推論している。以上につき、ケンドリック・前掲書四二一四三頁参照。

(2) ケンブリックは、いわゆる「英國史」論を衰退せしめた原因のひとつとして、ヨリザベス時代の近代的古事研究が、當時の時点において、合目的化した（実際的過去を問題とするにいたつた）ことを示し、そのような性格をもつた古事研究の出現の理由として、(1)大陸ヨーロッパの伝統の影響の圧力 (2)宗教論争の影響 (3)Antonine 巡歴記の最初の印刷版の出現 (4)ビュデの貨幣学的業績 (5)Abraham Ortelius の個人的影響などに説得力 (6)アメリカ大陸の発見の古事学的結果を列挙している。ケンブリック・前掲書一一四一—一五頁。またのうえ、(3)は Ptolemy's Geography(published at Vicenza in 1475) である。イギリス古事研究の最初のフレームワークを与えたとされる *Antonine Itineraries* (Paris, 1512; Venice, 1518) を示し、Robert Talbot (c. 1505—58) がその英國史にまづこれを素材とした（(1)の点 J. Evans(supra), p.2 参照）。ローマ的イギリス古事学研究事例としている。Abraham Ortelius (1527—1598) は、カーテンの友人であり、その「アントニヌス」著作に影響を与えた。古事学的研究と歴史研究とは前者が、主として地誌学的であった以上、當時においても異なったものとして考えられようが、英國史記述を生んだという点で、本稿では敢えて区別するには及ばないと考える。なお、ケンブリックは、とくに、(2)および(6)を重視している。

(3) この時代、すなわち、イギリス・ルネサンス期という時代に、なに故に、多くの歴史家が生まれ、たとえ今日でいう歴史研究と等質でないにせよ、数多くの歴史著作を生んだかといふ問題については、より徹底したりの時代の学問史研究にまたなければならない。史学史家は、この問題について、答を得てならないわけである。たとえば、H. Butterfield, Renaissance Art Modern Science, University Review (Univ. of Sussex), Vol.I (1954), pp. 25—37 (H. P. Kearney(ed.)), Problems and Perspectives in History (Longman, 1964), pp. 3—17 参照。

(4) John Twyne (d. 1581), *De Rebus Althonicis Britannicis atque Anglii* (1590). 本書は一五五〇年頃書かれ、著者の Thomas Twyne もついで刊行された。著者は、のむは、カンタベリー古事研究者グループのうちに位置する人物。坎タベリーは十六世紀末から十七世紀初頭の英國史の旗手として存在し、その影響は John Clapham (d. 1618) John Selden (1584—1654) 等、第一級の歴史家に及んだ。坎タベリーによれば、本稿は次稿における改訂版を予定である。

(5) 以下は、ケンドリックのあげた諸理由のうち、本稿に直接関係がある理由を抽出したものである。

(6) 宗教上の論争と古事学研究との関係については、つまることが重要である。まず、宗教改革運動について古事研究が求められるべきこととは、ヘンリ八世によって知られていたことは、リーランドの伝えるところであった。また、マリー女王の時代は John Dee が教会古事研究整備体制を設けるべきことを請願した（一五五六年—）の点、本稿（その一）八五頁参照）。やがてヨリザベス一世が、一五七〇年の二度にわたり教会古事記念碑保護宣言を行なったといわれる。このようなあらわれをみた古事研究は、傾向としては、宗教改革によるイングランド教会史の断絶にたいし、その継続性を主張することにより、どちらかといえば、国教忌避の傾向に拍車をかけた。しかし、これにたいして、アングロ・サクソン教会研究が登場するにいたる。その初期の事例として、一五四〇年頃なされた、リーランドの Reformation Propaganda の資料としてアングロ・サクソン教会古事研究があり、より規模の大きなパークーおよびそのグループによるアングロ・サクソン研究があり、やがて、ラムバードの研究があった。そして、やがてこれらもまた、カムデンに結びついたと考えられる。以上については、ケンドリック・前掲書一一五頁ならびに、本稿（その一）関係事項参照。なお、オトマンの場合については、*Franco Gallia* by François Hotman (Camb. U. P. Ed., 1973) pp. 38—52 参照。

(7) ルイ十三世を記する事例として、やがて、先に触れた Richard White of Basingstone (1535—1611), *Historiarum Britanniae...libri, Douai* (1597—1607) があげられる（本書にいっては、ケンドリック・前掲書七四頁参照）。本書は、十六世紀後半におけるコールならびにゲルマン人に関する歴史書を読んだ上で書かれたといふことが強調される（ケンドリック参照）。なお、本稿八九頁所掲脚註（31）参照。